

令和2年第6回（12月）上越市議会定例会

総務常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第132号	上越市旧今井染物屋条例の制定について	文化振興課	1~4
議案第133号	旧師団長官舎条例の全部改正について	文化振興課	5~7

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第132号
提出課	文化振興課

上越市旧今井染物屋条例の制定について

1 制定理由

大町五丁目地内において耐震改修工事を進めている、市文化財の旧今井染物屋について、令和3年4月1日から地域文化の継承及び発信の拠点施設として供用を開始するため、施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるもの

2 規定内容

(1) 設置（第1条関係）

郷土の歴史的遺産を保存し、及び活用し、にぎわいと活力のある地域社会の形成に寄与するため、旧今井染物屋を設置する。

(2) 名称及び位置（第2条関係）

名 称	位 置
旧今井染物屋	上越市大町五丁目5番7号

(3) 施設（第3条関係）

- ア ミセ
- イ チャノマ
- ウ ザシキ
- エ オクザシキ
- オ コマ
- カ 作業場1
- キ 作業場2
- ク 流し場
- ケ その他附属施設

(4) 事業（第4条関係）

- ア 歴史的遺産の保存及び活用に関すること。
- イ 地域文化の継承及び発信に関すること。
- ウ その他旧今井染物屋の設置目的を達成するために必要な事業

(5) 開館時間（第5条関係）

午前10時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができることとする。

(6) 休館日（第6条関係）

次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができることとする。

- ア 月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日
- イ 休日の翌日
- ウ 12月29日から翌年1月3日まで

(7) 入館の制限（第7条関係）

市長は、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者その他入館が不適当と

認められる者に対しては、旧今井染物屋への入館を拒み、又は旧今井染物屋からの退館を命ずることができることとする。

(8) 利用の承認（第8条関係）

ア 市長は、(4)に掲げる事業を行うため特に必要と認めるときは、次に掲げる施設（以下「占用施設」という。）を占用して利用させることができることとする。

- (イ) チャノマ
- (ロ) ザシキ
- (ハ) オクザシキ
- (ニ) コマ
- (ヒ) 作業場2
- (ホ) 流し場

イ アにより占用施設を占用して利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を得なければならないこととする。承認を得た事項を変更しようとするときも、同様とする。

ウ 市長は、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき、旧今井染物屋の施設又は設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき、その他旧今井染物屋の管理上支障があると認められるときは、イの承認をしないこととする。

エ 市長は、イの承認に当たり、旧今井染物屋の管理上必要な条件を付することができることとする。

(9) 利用の承認の取消し等（第9条関係）

市長は、旧今井染物屋の利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき、又は市長が旧今井染物屋の管理上必要と認めて行う指示に従わないときは、(8)イの承認を取り消し、又は利用を中止させることができることとする。

(10) 原状回復の義務（第10条関係）

旧今井染物屋の利用者は、利用した施設及び設備を原状に復さなければならないこととする。(9)により利用を中止したときも、同様とする。

(11) 特別の設備（第11条関係）

ア 利用の承認を得た者は、旧今井染物屋に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならないこととする。

イ アの特別の設備をした者は、その設備を撤去し、利用した施設及び設備を原状に復さなければならないこととする。

(12) 損害賠償（第12条関係）

故意または過失により旧今井染物屋の施設、設備等を破損し、汚損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならないこととする。

(13) 委任（第13条関係）

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとする。

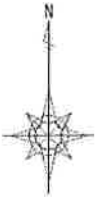
3 施行期日

令和3年4月1日

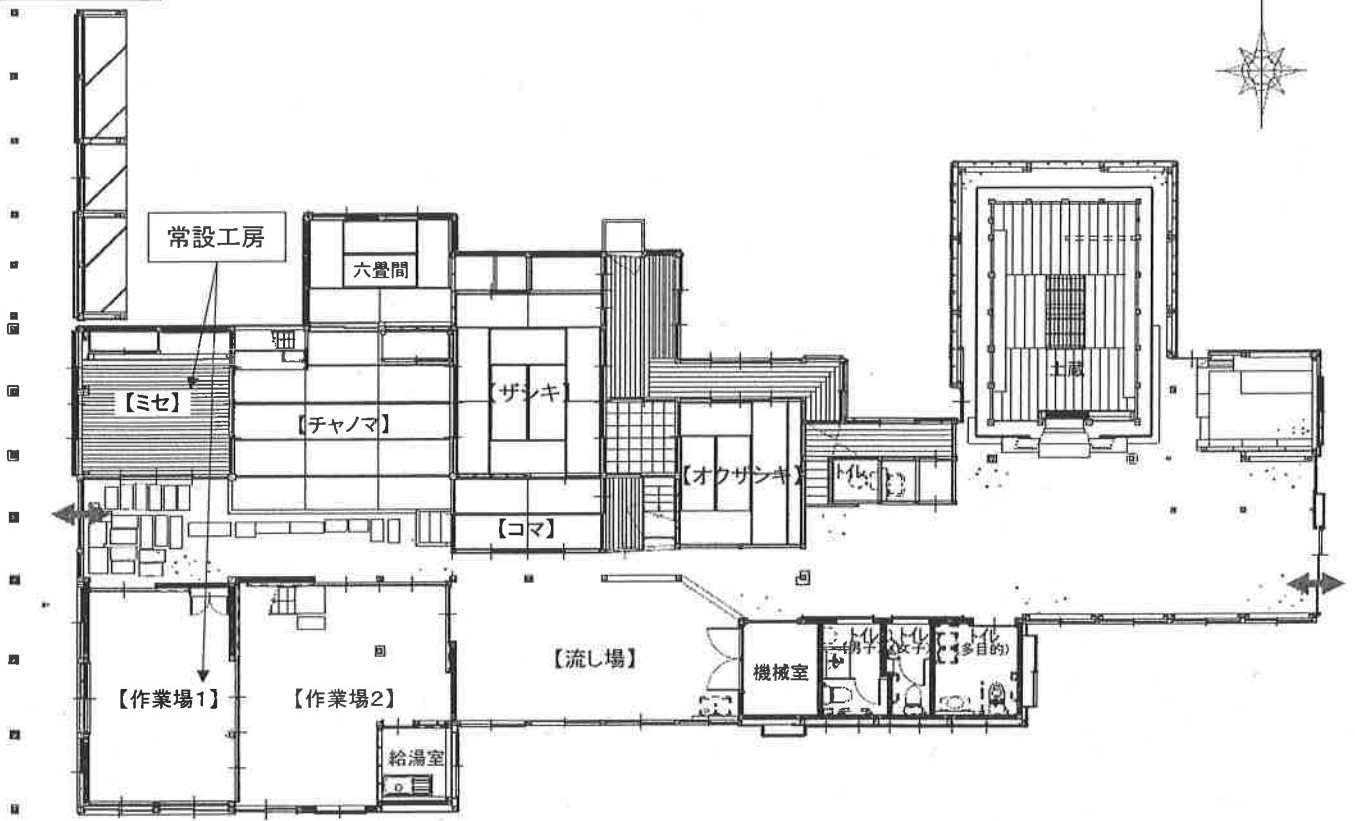
4 参考資料

- (1) 施設平面図 別紙1のとおり
- (2) 上越市旧今井染物屋条例施行規則（案） 別紙2のとおり

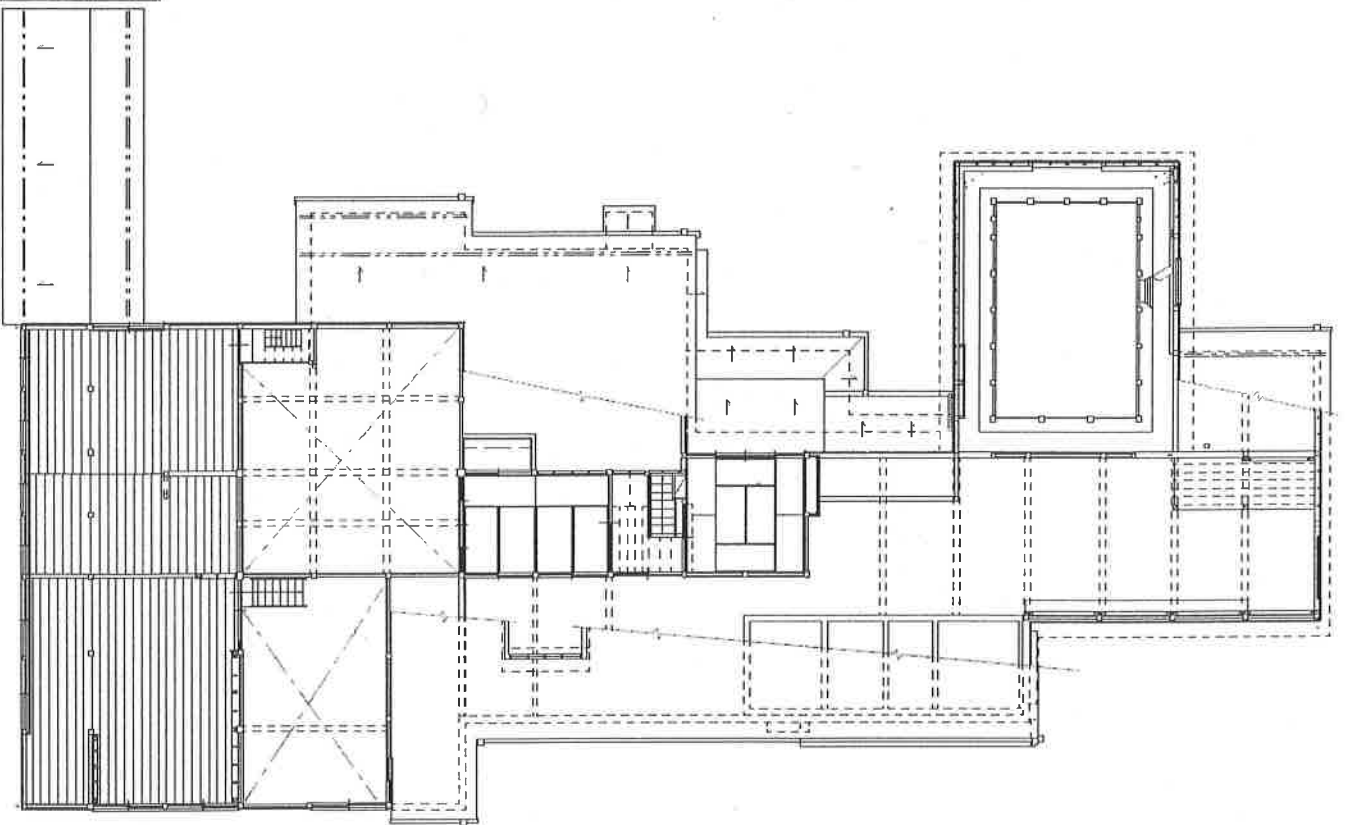
施設平面図



1階



2階



上越市旧今井染物屋条例施行規則（案）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、上越市旧今井染物屋条例（令和 年上越市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用の承認）

第 2 条 条例第 8 条第 2 項の規定により旧今井染物屋の占有施設の占有利用の承認を得ようとする者は、旧今井染物屋占有利用承認申請書（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、承認の可否を決定したときは、旧今井染物屋占有利用^{承認}通知書（第 2 号様式）により通知するものとする。
却下

（禁止行為）

第 3 条 旧今井染物屋においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 指定された場所以外で火気を使用すること。
- (2) 指定された場所以外で飲食をすること。
- (3) 許可を受けないで物品を販売し、若しくは陳列し、又は広告類を掲示し、若しくは配布すること。
- (4) 指定された場所以外に立ち入ること。
- (5) 施設内の風紀秩序を乱し、並びに他の利用者及び地域の住民に迷惑を及ぼす行為
- (6) その他旧今井染物屋の管理上支障があると認められる行為

（その他）

第 4 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

〔様式 略〕

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第133号
提出課	文化振興課

旧師団長官舎条例の全部改正について

1 改正理由

大町二丁目地内において改修工事を進めている、市文化財の旧師団長官舎について、令和3年4月1日からにぎわいの創出に資する施設として更なる活用を推進するため、施設の管理に関し所要の改正を行うもの

2 規定内容

(1) 設置（第1条関係）

郷土の歴史的遺産を保存し、及び活用し、教育、学術及び文化の向上を図るとともに、にぎわいと活力のある地域社会の形成に寄与するため、旧師団長官舎を設置する。

(2) 名称及び位置（第2条関係）

名 称	位 置
旧師団長官舎	上越市大町二丁目3番30号

(3) 公開時間（第3条関係）

午前10時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができることとする。

(4) 休館日（第4条関係）

次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができることとする。

ア 月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日

イ 休日の翌日

ウ 12月29日から翌年1月3日まで

(5) 入館の制限（第5条関係）

市長は、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者その他入館が不相当と認められる者に対しては、旧師団長官舎への入館を拒み、又は旧師団長官舎からの退館を命ずることができることとする。

(6) 損害賠償（第6条関係）

故意又は過失により旧師団長官舎の施設、設備等を破損し、汚損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならないこととする。

(7) 委任（第7条関係）

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

3 施行期日

令和3年4月1日

4 参考資料

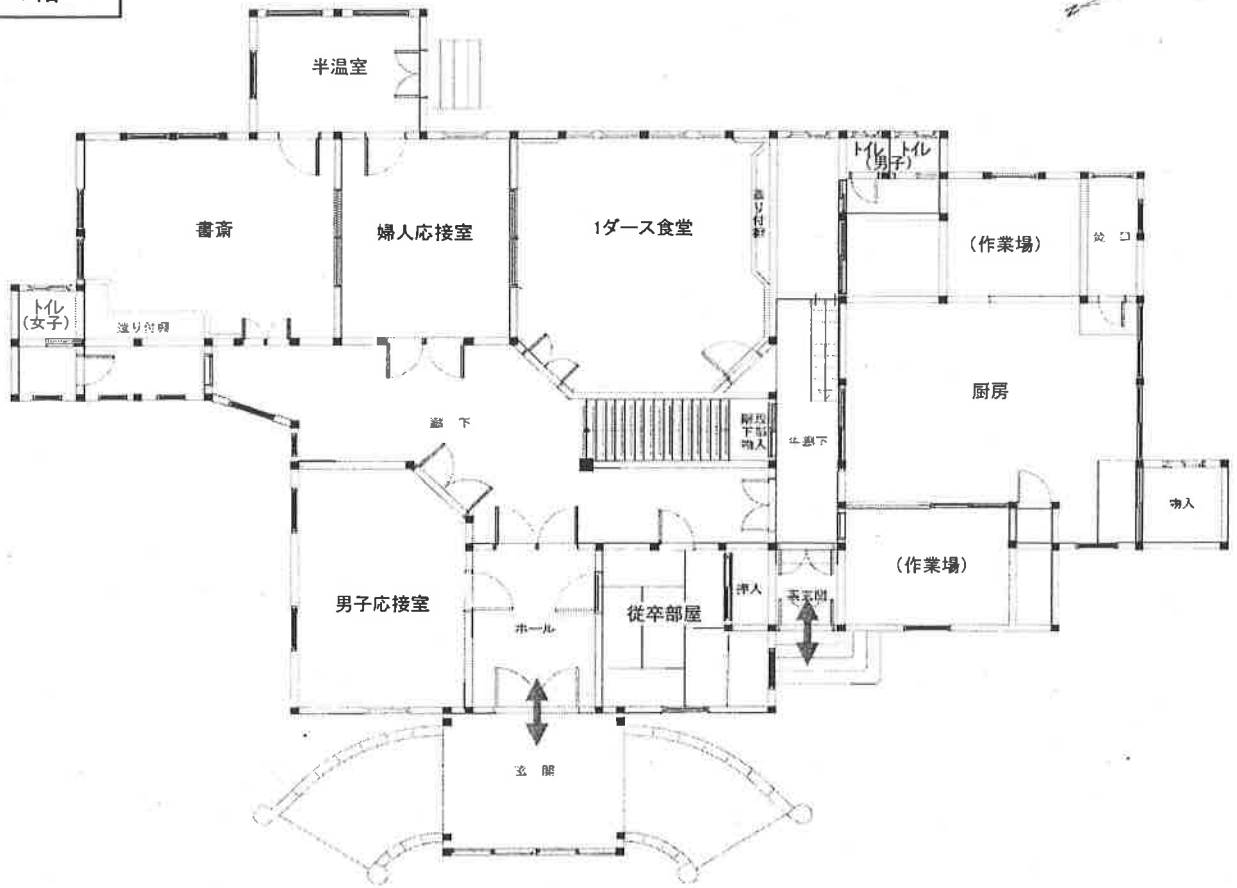
(1) 施設平面図 別紙1のとおり

(2) 上越市旧師団長官舎条例施行規則（案） 別紙2のとおり

施設平面図



1階



2階



上越市旧師団長官舎条例施行規則（案）

旧師団長官舎条例施行規則（平成 9 年上越市規則第 1 2 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、上越市旧師団長官舎条例（令和 年上越市条例第 号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（禁止行為）

第 2 条 旧師団長官舎においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 指定された場所以外で火気を使用すること。
- (2) 指定された場所以外で飲食をすること。
- (3) 許可を受けないで物品を販売し、若しくは陳列し、又は広告類を掲示し、若しくは配布すること。
- (4) 指定された場所以外に立ち入ること。
- (5) 施設内の風紀秩序を乱し、並びに他の利用者及び地域の住民に迷惑を及ぼす行為
- (6) その他旧師団長官舎の管理上支障があると認められる行為

（その他）

第 3 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。